

温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書及び 温室効果ガス排出削減計画実績報告書に係る評価基準

第1 趣旨等

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例（平成 21 年岐阜県条例第 21 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づく評価に関し、岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例施行規則（平成 21 年岐阜県規則第 40 号。以下「規則」という。）第 7 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づき、知事が別に定めることとされている温室効果ガス排出削減計画書及び変更後の温室効果ガス排出削減計画書（以下「計画書」という。）並びに温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「実績報告書」という。）に係る評価基準について定める。

第2 用語

この評価基準において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、条例及び規則において使用する用語の例による。

第3 評価項目

計画書又は実績報告書の評価は、計画書又は実績報告書に記載された次の項目ごとに行う。

1 計画書の評価項目

(1) 温室効果ガス総合排出量の削減率

温室効果ガス総合排出量（以下「排出量」という。）の削減率とは、計画期間の最終年度における排出量の基準年度の排出量に対する削減率をいう。

(2) 温室効果ガス総合排出原単位の削減率

温室効果ガス総合排出原単位（排出量を生産数量又は建物延床面積その他の排出量と密接な関係をもつ値で除した値をいい、以下「排出原単位」という。）の削減率とは、計画期間の最終年度における排出原単位の基準年度の排出原単位に対する削減率をいう。

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置の実施率

温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置とは、岐阜県事業活動環境配慮指針（平成 21 年 1 月制定）第 3 及び第 4 に記載されている温室効果ガスの排出を抑制するために講ずる措置のうち、別表 1 及び別表 2 に示す措置の計画期間内における措置（計画期間前に実施している措置を含む）をいい、その実施率とは、計画期間の最終年度までに当該事業者が実施することとしている措置（計画期間前に実施している措置を含む）の数を共通する項目の数に当該事業者の該当がある場合の項目の数を加えた数で除した値に 100 を乗じた値をいう。

なお、別表 1 及び別表 2 に示す措置のうち、共通する項目については全ての事業者を対象とし、該当がある場合の項目については該当する施設（設備）等がある事業者を対象とする。

2 実績報告書の評価項目

(1) 排出量の削減率

排出量の削減率とは、報告年度の前年度における排出量の基準年度の排出量に対する削減率をいう。

(2) 排出原単位の削減率

排出原単位の削減率とは、報告年度の前年度における排出原単位の基準年度の排出原単位に対する削減率をいう。

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置の実施率

温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置の実施率とは、報告年度の前年度までに当該事業者が実施した措置（計画期間前に実施している措置を含む）の数を共通する項目の数に当該事業者の該当がある場合の項目の数を加えた数で除した値に100を乗じた値をいう。

なお、別表1及び別表2に示す措置のうち、共通する項目については全ての事業者を対象とし、該当がある場合の項目については該当する施設（設備）等がある事業者を対象とする。

第4 評価基準及び評価

第3に掲げる各評価項目に関する評価基準及び評価は次のとおりとする。

1 計画書の評価基準

(1) 排出量の削減率

評価基準	評価
4%以上	A
0%以上かつ4%未満	B
0%未満	C

(2) 排出原単位の削減率

評価基準	評価
4%以上	A
0%以上かつ4%未満	B
0%未満	C

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施する措置の実施率

評価基準	評価
90%以上	A
50%以上かつ90%未満	B
50%未満	C

2 実績報告書の評価基準

(1) 排出量の削減率

評価基準			評価
1年目	2年目	3年目	
1. 3%以上	2. 6%以上	4%以上	A
0%以上かつ 1. 3%未満	0%以上かつ 2. 6%未満	0%以上かつ 4%未満	B
0%未満	0%未満	0%未満	C

(2) 排出原単位の削減率

評価基準			評価
1年目	2年目	3年目	
1. 3%以上	2. 6%以上	4%以上	A
0%以上かつ 1. 3%未満	0%以上かつ 2. 6%未満	0%以上かつ 4%未満	B
0%未満	0%未満	0%未満	C

(3) 温室効果ガスの排出を抑制するために実施した措置の実施率

評価基準			評価
1年目	2年目	3年目	
90%以上			A
50%以上かつ90%未満			B
50%未満			C

第5 評価の公表

規則第7条の2第1項第1号に定める温室効果ガスの排出の抑制に関する取組の状況等が優れていると知事が認めた計画書又は実績報告書は、第3に掲げる各評価項目の評価がAであるものとし、当該計画書又は実績報告書を提出した事業者の氏名（法人にあっては、その名称）を公表する。

附則（令和4年4月1日）

- 1 この評価基準は、令和4年4月1日から施行する。

2 第3の2の規定にかかわらず、令和4年度における温室効果ガス排出削減計画実績報告書に関する評価項目については、第3の2（1）又は（2）とする。